

議案第28号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この項において」を削る。

第25条中「第33条の10第1項各号」の次に「(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。